

大型免許・中型免許の  
合宿教習所ガイド特殊・二種免許  
について

入校申込み

Q&amp;A

法人の皆様へ

大型免許TOP ▶ 教育訓練給付金制度のご案内

## 教育訓練給付金制度のご案内

キャリアアップ、仕事に活かせる免許を取るなら

## 教育訓練給付金講座

給付金を利用すると、教育訓練経費の  
**最大20% (上限10万円)**が戻ります!  
だからお得に運転免許が取得できます。

教育訓練給付金とは、社会人の方はもちろん、お仕事を休業されている方も使える、国からの学習サポート制度です。

▶ 大型一種・大型二種・普通二種・中型一種  
けん引・大型特殊 以上の講座をお取扱しております。



教育訓練給付金制度・厚生労働大臣指定講座とは、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の新しい給付制度です。

一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の**最大20% (上限10万円)**がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

詳細はハローワークの支給申請手続きリーフレットをお読みください。

申請手続きと  
流れ

対象車種一覧

給付金口座に  
申し込む

## 申請手続きと流れ

教育訓練給付金を受けるには一定の条件があります。

1. 在職者であって、支給要件期間(被保険者として雇用された期間)が1～3年以上ある。
2. 離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が1～3年以上あること。
3. 過去に教育訓練給付金を受けたことがある場合、それから3年以上経過していること。

上記はハローワークでご確認ください。

上記の「教育訓練給付金支給要件」に非該当の場合は、申し訳ありませんが、教習料金は全額自己負担になります。

該当者の場合は・・・

## 講習は予約制

車種に限りがございますので、お早めのご予約をお願いいたします。

## 受講料の納入

予約時に全額をお支払いください。（ローンも可能）

受講修了後はハローワークから「教育訓練費」の20%（10万円まで）の給付が受けられます。

（講習修了後1ヶ月以内に支給申請が必要）

お問合せは今すぐお電話で!  
**050-3822-0904**  
営業時間 10:00～18:00

就職・転職  
トータルサポート!  
相談無料!

ドライバーの就職・転職  
じよぶめんきょ  
JOB免許

取りたい免許  
から探す

▶ 準中型

▶ 中型一種

▶ 大型一種

▶ 大型特殊

▶ けん引

▶ 普通二種

▶ 中型二種

▶ 大型二種

合宿免許  
教習所一覧

▶ 小金井自動車学校

▶ 古谷自動車教習所

▶ かずさ自動車教習所

▶ 東京センチュリーモータースクール

▶ 信州塩尻自動車学校

▶ 岐阜中津川自動車学校

▶ 富士センチュリーモータースクール御殿場校

▶ ぜげ自動車教習所

▶ 神戸西インター自動車学校

▶ 西脇自動車教習所

▶ 勝英自動車学校

▶ 新見自動車教習所

**入校時に持参していただくもの**

ハローワークからの「回答書」・印鑑・免許証（ない方は個人番号（マイナンバー）の記載の無い、本籍地記載の住民票）

**給付に該当しない費用**

1. 所定の講習時間以上にオーバーして支払った費用  
（所定の教習時間をオーバーして支払った教習料及び技能検定料）
2. ローンに関わる手数料
3. 宿泊費
4. 食事代
5. 交通費

**手続きの流れ****STEP 1 「支給要件照会」ハローワークへ**

持参するもの

- ➔ 本人の確認できる書類  
「運転免許証の写し」「国民健康保険被保険者証」  
「雇用保険受給資格者証」「住民票の写し」など。
- ➔ 印鑑
- ➔ 雇用保険被保険者証

「教育訓練給付金支給要件照会票」（「支給要件照会票」）に必要事項を記入し、提出して頂きます。

**STEP 2 「回答書交付」ハローワークより**

「教育訓練給付金支給要件照会票」（「支給要件照会票」）記入していただいた内容に基づき、回答書が交付され、条件を満たしているかがわかります。

**STEP 3 「受講料の全額支払」教育訓練施設（教習所）へ**

支給要件に該当していた方は教育訓練施設（教習所）にお申込みの上、受講料の全額を教育訓練施設へお支払いください。ローンによるお支払いも可能です。

**STEP 4 「入校」教育訓練施設（教習所）へ**

ハローワークからの「回答書」・印鑑・免許証（ない方は個人番号（マイナンバー）の記載の無い、本籍地記載の住民票）をご持参の上、教育訓練施設（教習所）へご入校ください。

**STEP 5 「証明書・領収書の発行」教育訓練施設（教習所）より**

教育訓練終了後、「教育訓練修了証明書」「領収証」が発行されます。



➔ [合宿に関する注意](#)

➔ [コラム](#)

## STEP 6 「給付金の申請」ハローワークへ

必要書類（「教育訓練給付金支給申請書」「教育訓練修了証明書」「領収書」「本人・住所確認書類」「雇用保険被保険者証」）をハローワークに提出し、申請してください。

## 申請の時期

教育訓練の受講修了日の翌日から起算して**1ヶ月以内**に支給申請手続きを行ってください。これを過ぎると申請が受け付けられません。

[↑ ページTOPへ](#)



- [→ 合宿免許のメリット](#)
  - [→ 中型免許・二種免許のしくみ](#)
  - [→ 教育訓練給付金制度](#)
  - [→ 作業系の資格を取る](#)
  - [→ よくある質問](#)
  - [→ キャンペーン一覧](#)
  - [→ 特殊免許合宿の注意](#)
  - [→ コラム](#)
- [→ 車種一覧](#)
  - [→ 準中型](#)
  - [→ 中型一種](#)
  - [→ 大型一種](#)
  - [→ 大型特殊](#)
  - [→ けん引](#)
  - [→ 普通二種](#)
  - [→ 中型二種](#)
  - [→ 大型二種](#)
- [→ お申込み](#)
  - [→ 法人の方へ](#)
  - [→ 会社概要](#)
  - [→ プライバシーポリシー](#)
  - [→ 特定商取引に関する法律に基づく規約表示](#)

**050-3822-0904**  
受付時間 10:00 ~ 18:00